

次世代育成支援施策の在り方に関する議論の整理

1. 基本的な考え方

(1) 次世代育成支援施策を取り巻く現状

(子どもと家庭を取り巻く環境の変化)

- ・ 女性就労の増加、地縁・血縁の希薄化 等
 - 家庭・地域の子育て力の低下
 - 育児ストレスなど親の育児負担
 - ⇒ 虐待など子どもの健全育成を阻む事象が増加

(少子化の急速な進行)

- ・ 少子化の進行（晩婚化に加え「夫婦の出生力の低下」という新しい現象）
- ・ 夫婦が理想とする子ど�数と実際に生む子ど�数とのギャップ
 - = 子どもを生みたいと思う人にとって生み育てることが困難な状況

(社会保障制度に対する国民意識の変化)

- ・ 諸外国と比べ高齢者関係給付の手厚さに対し児童家庭関係給付の低さ
- ・ 国民の求めるニーズも高齢者関係施策から児童家庭関係施策へシフト

(2) 次世代育成支援施策の基本的な考え方

- ・ 次世代育成支援とは、子どもの幸せを第一に、次代の社会を担う子どもや家庭を社会全体で支援すること
 - ・ 次世代育成支援施策のねらいは、次代の社会を担う子どもたちの健全育成と子どもを養育する家庭の子育て力を高めること
- こうした施策のねらいを実現するとともに、少子化の流れを変え、次の時代に希望と活力をつなぐためにも、次世代育成支援施策は、

高齢者関係施策と並ぶ国の基本的政策として位置づけることが必要。具体的には、「社会連帯による子どもの育成と家庭の自立の支援」を基本理念として強力に展開すべき。

(3) 子育て支援施策の基本的方向

- ・ 次世代育成支援施策は、次世代とこれを養育する家庭を直接支援する子育て支援施策のほか、要保護児童施策、母子家庭施策、障害児施策、働き方の見直し、教育、生活環境の整備など多様な施策を一体的に推進することが重要。
- ・ 子育て支援施策は、次世代育成支援施策の中核であり、すべての子どもたちを対象とする基盤的なもの。今後、以下の基本的方向に沿って、施策の量的・質的拡充を図ることが必要

(普遍化・多様化)

- ・ これまで子育て支援施策は保育を中心に行われてきたが、近年、子育てについて近親者や地域の支援が期待できない状況に
→ すべての子育て家庭を対象とした地域子育て支援の視点が重要なに
- ・ これまで「福祉」の考え方に基づき、限定的な対応
→ 近年、利用者が低所得者から一般世帯に拡大
→ 施策・制度についても普遍化・一般化という流れにふさわしい在り方を検討すべき。
- ・ 子育て家庭の状況が多様化
→ 多様なニーズに対応したきめ細かな施策の実施が必要

(総合化・効率化)

- ・ 子育て支援施策を効果的に実施していくためには、サービスと現金給付など様々な制度に種々分かれる各種の給付を総合的・効率的に提供する仕組みへと見直すべき。
- ・ N P O の参加促進や保育所の公設民営方式の活用など多様な主体が創意工夫を凝らした事業展開を進められる環境を整備
- ・ 保育施策と育児休業施策との連携など子育て支援施策と働き方の見直しなど他施策との連携強化を推進

(家庭と地域の「子育て力」)

- ・ 親の肩代わりではなく親自身の主体的な取組を促す施策や、親子の絆を深め、親の子育て力を高める施策を充実
 - ・ 地域の子育て力を高める施策の充実
- 例：親自身が相互に助け合い成長できるネットワーク、子育 OB、高齢者など住民参加によるネットワーク 等
- ・ 子育て支援は、市町村など地域の実情に合ったきめ細やかな取組が重要であり、地域独自の自主的取組が最大限に尊重され、これを国などが支援していくことが必要（地域主義）

(年齢に応じたきめ細かな施策)

- ・ 中高生の健全育成など新たな課題も発生
→ 誕生時から成人期まですべての年齢層を通じた幅の広い取組へ
- ・ 未就学児に対する公的支援の少なさ、厳しい若年の子育て世帯の経済状況
→ 0歳児、1～2歳児、3歳以上児などと、年齢に応じたきめ細やかな対応

(専門性の確保)

- ・ 家庭の子育て力の低下に伴う困難事例の増加
→ 市町村を核として、困難事例にも対応できる子育て支援のコーディネート機能の拡充
- 保育所をはじめとする子育て支援施設について、ソーシャルワーカー機能など地域において一定の福祉ニーズに応えられる機能の強化

2. 給付の在り方

(1) 子育て支援給付の考え方

- 普遍化への対応
- 給付の総合性の確保
- 効率的な給付の提供

(2) 地域子育て支援

- すべての子育て家庭を対象とする施策へ
- 身近に利用できる体制の整備
- 「親同士が参加する場、相互に育ち合う場」という視点
- 地域の子育て力を高める視点
- 現行の補助制度の課題

(3) 保育

- 利用者の一般化、ニーズの拡大への対応
 - ・ 利用の仕組み、利用者負担の在り方
 - ・ 子どもの福祉の視点
- サービス量の拡大
 - ・ 待機児童の解消
 - ・ 認可外保育所の取扱い

- 保育の質の維持・向上
- 地域社会における保育所の役割
 - ・ 地域における子育て支援の総合拠点
 - ・ 新たに生じている福祉ニーズへの対応
- 保育と育児休業の関係
- 保育所利用者と非利用者との公平
- 幼稚園との連携

(4) 経済的支援

- 経済的支援の意義
 - ・ 子育てコストの増加や企業の扶養手当の縮小の状況
 - ・ 高齢者扶養の社会化（年金・介護）、欧米主要国との比較
- 若年子育て世帯の厳しい経済状況との関係
 - ・ 特に離職して在宅で養育する家庭への支援
- 税制（扶養控除等）との関係
- サービスと現金給付（施策の優先度）

(5) 他の関連施策の取扱い

- 育児休業給付、出産関連給付、母子保健、児童扶養手当 等

3. 費用負担の在り方

(1) 子育て支援給付の費用負担の考え方

- 次世代育成支援の基本理念と費用負担

(2) 現役世代・高齢者、事業主、国・地方公共団体の役割

- 現役世代・高齢者

- 次世代育成支援と現役世代・高齢者の関係
- 世代間の公平の視点

- 事業主

- 労働力の維持、企業の扶養手当の代替という視点
- 保育制度と事業主の関係

- 国と地方公共団体

- 国の責務と地方分権との関係

(3) 費用負担

- 共助の視点

- 既存の社会保険制度との関係

- 社会保障負担との関係

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会におけるこれまでの議論
(研究会第1回～第3回における各委員の意見より作成)

1. 基本的な考え方

(1) 次世代育成支援施策を取り巻く現状

- ・ かつては地域で子育てをしており、高齢者も子育ての役割を担っていたが、現在は、核家族の増加で親だけで子育てを担っている家庭が多い。
- ・ 日本の状況は単に「人口縮小社会」というだけではなく高齢者が増え、若年者が減るという「人口変形縮小社会」であり、放置できない状況。
- ・ ベビーブーム世代の子どもたちが結婚期にさしかかった現在、まず、喫緊の課題として思い切った施策が必要であり、また、その後も中長期的に子育て支援の充実をしていくことが必要。
- ・ 社会保障給付費に占める児童・家庭関係給付費の低さは問題。社会保障給付費の組み替えを行う必要があるのではないか。
- ・ 社会保障は公的に充足すべきニーズに対し給付するものであり、単に高齢者関係給付費と児童家庭関係給付費を比較して「給付費のバランスが悪い」というのでは説得力がない。むしろ、「高齢者のニーズは満たされているが児童は満たされていない」という言い方の方が説得力があるのではないか。

(2) 次世代育成支援施策の基本的な考え方

- ・ 子どもが生まれるようにする対策というよりも、子どもを生み育てることを社会保障として評価することが何より大切であり、少子化対策というよりも次世代育成支援対策という視点が重要。すべての子どもが等しく支えられていることを実感できる社会とすることが重要ではないか。
- ・ 一人前の大人を「社会的に自立した個人」とし、その育成に向けた取り組みを行うという視点が次世代育成支援策にも必要。

(3) 子育て支援施策の基本的方向

- ・ 「すべての家庭へ」施策を広げることは賛成。
- ・ 児童家庭施策に関する財源を考える際に、一般的な子育て支援の部分といわゆる福祉の部分に分けて考えてみると、現状は前者がボロボロになっており、0～2歳を対象にして地域子育て支援のサービスを作らなければならない状況にあ

り、後者については、一般化しつつある保育を前者に大部分異動させて、他方、非課税世帯等の低所得層やネグレクト・虐待などを引き起こす層への対応をしっかりやっていかなければならない状況にある。前者については、社会連帯の考え方を中心に「共助の仕組み」によって再構築をしていくべきではないか。

- ・ 在宅の母親支援の視点を盛り込むべき。専業主婦は、育児に束縛され、イライラが募っており、働いている人以上に厳しい状況にあるのに、公的な支援が少なく、格差がある。
- ・ かなりの子どもが幼稚園を利用している現状を考えると、幼稚園まで射程にいれて施策を考えないと、すべての子どもを等しく支援することにはならないのではないか。
- ・ 「子育て」ないし「子育ち」支援について、給付（サービス、仕組み）、財源を一体的に議論する場ができたのは大変喜ばしい。
- ・ 男性の子育てへの参画が不可欠で、「働き方の見直し」の視点は欠かせない。働き方の見直しを進めるためインセンティブを与えるようにできないか。
- ・ 現在、子育てをすることと働くことのどちらかを選択しなければならない状況があるが、両立ができるようにすべき。
- ・ 育児は母親がするという考えがあるが、男親も含めて親がやるものという考え方方が重要。
- ・ 現場の声を聞いていると親の養育力が落ちていることを痛切に感じる。0歳児世帯を中心に子どもを自信を持って育てることができるようスキルを伝授していくことが必要である。
- ・ 子育てNPO等の自主支援サークルは共同意識性の醸成や親の育児力低下を防ぎ、財源の有効活用になる。財源を含め制度の在り方を考える際には、保育所はもちろんだが、自主支援サークルの意見も聞いて欲しい。
- ・ これまで、子育ての支援策の中心が地域から離れた公的な保育サービスに置き換えられてきたことが問題になっている。地域で育てる土壌が必要。
- ・ 施策を乳幼児ばかりに偏らず、成人するまでの一貫した取組とすることが大切。
- ・ 2歳までと3歳以上ではニーズが異なるので、分けて考えることが必要。限られた財源の中で何ができるかを考えた場合、一番負荷の大きい3歳未満に力を入れるべき。
- ・ 少子化対策の観点からは、乳幼児対策に議論を絞り、特に0歳児について重点的に議論するのが適当ではないか。
- ・ 0歳を持つ親の場合は、育児休業を含めて大多数が在宅にいることもあり、0歳児をターゲットとしたサービスを考えてみるべきではないか。

- ・ 現金給付について年齢で差を設けるとした場合、それが妥当か否かは、その趣旨、目的による。有子世帯と無子世帯との公平性の観点であればむしろ年齢区分をする必要はないということになるのではないか。
- ・ 0歳、1～2歳、3歳児で分けて議論することについては、例えば、0歳児の場合、その養育負担は大きいにも関わらず、0歳児保育を利用している者の受益に比べ、家庭で育児している者への配慮は不十分であり、児童手当の上乗せを考えても良いのではないかと思う。また、1～2歳児に関しては、就業支援という視点もある。3歳以上児は幼稚園も考慮しなくてはならない。現在の児童手当は、年齢に関わらずフラットに支給されるが、児童福祉はやはり小さい子どもの年齢を区分して考えることが重要だと思う。
- ・ 今年度より予算事業で行われている子育て支援コーディネート事業は、期待できる施策。
- ・ 保育所利用の実情を見ていると、保育所がモーニングコールをしてやっと子どもを送ってくる、迎えのとき酔っているなど、少なくない数の親がぎりぎり保育所の力を借りて子育てしている現状があり、この層に対して誰がかかわっていくのか、どういう仕組みがよいのかについて考える必要があるのではないかだろうか。
- ・ 普遍化しつつある保育を一般施策の部分へ大部分異動させて、他方、非課税世帯等の低所得層やネグレクト・虐待などを引き起こす層への福祉的対応をしっかりやっていかなければならぬ状況にある。

2. 給付の在り方

(1) 子育て支援給付の考え方

- ・ 「子育て」ないし「子育ち」支援について、給付（サービス、仕組み）、財源を一体的に議論する場ができたのは大変喜ばしい。（再掲）
- ・ 社会保障制度は、親の所得・職業・働き方に中立にすることが必要である。
- ・ 不況の折、どうしても現金給付か現物給付かという話になりがちだが、児童に対する給付は、現物給付にせよ現金給付にせよ日本は最低水準なので、少子化といわれる現状を考えると、両方必要ではないか。
- ・ 現状においては、働いている女性と家庭で子育てをする女性の間で、また、保育所利用者と非利用者の間で意見の対立がある。したがって、現金給付と現物給付については、どちらか決めないでどちらも選べるようにするべきではないか。

(2) 地域子育て支援

- ・ コンビニの数ほど地域の子育てを応援するセンターがあって、働いている者も

いない者もいろいろな人が集う場が欲しい。

- ・ 母親達をみていると、必ずしも就職したいということだけではなく、むしろ家庭にいると不安であり、孤独になりたくないということがあるのではないか。その意味で親達が育児を学ぶ、相互に助け合うといった場が必要ではないか。
- ・ 保育所で子育て支援のすべてを受けるにも限界ある。地域で相互的に子育てを行う組織が大事。その際、子育て経験者などを担い手として育成していく機能が重要。
- ・ これまで、子育ての支援策の中心が地域から離れた公的な保育サービスに置き換えられてきたことが問題になっている。地域で育てる土壌が必要。（再掲）
- ・ 地域子育て支援といつても細分化されていてわかりにくい。

(3) 保育

- ・ 「保育に欠ける」という要件は、従来は、やむを得ず「保育に欠ける」こととなつたということで社会福祉に位置づけられたが、現在は、親が選択的に働く結果「保育に欠ける」こととなる例が増えている。こうした変化の中で、この分野を今後とも「福祉」と位置づけ、児童福祉法の体系にとどめておくのは適当か。
- ・ 契約制について、サービスに対する自治体の関与が薄まることに対する懸念があるのではないかというが、保育の必要度の認定や障害児保育の確保等において市町村の関与は必要と思うものの工夫によってはもっと柔軟な仕組みとできるのではないか。
- ・ 保育施策における市町村等の行政の役割は、費用負担と保育の必要性についての優先順位の判定である。加えて、契約制に移行することにより困難事例のケースワークなど市町村がやるべきことをきちんとやっていくべき。
- ・ 行政窓口の担当者より、保育所の方が専門的機能を有している場合もあり、児童の複雑な問題に対応できる部分もあるのではないか。その意味で行政が責任を負いつつ、保育所への委託という形を含めて、こうした仕事の一部を任せしていくことが考えられるのではないか。
- ・ 認可外の利用を余儀なくされている家庭は、深夜働かなければならぬ等、福祉的な見地からは支援を必要とするケースが多い。その意味で、真に保育のニーズのある人が認可外施設を利用し、公費の恩恵に浴しないのは不公平。
- ・ 認証保育所等の自治体が認めている保育施設については、認可保育所でカバーできていないニーズをカバーしているわけだから、現行の児童福祉法でも正当なものとして認可とは別な形でも認めるべきではないか。
- ・ 女性は、今後社会の担い手になることが必須であり、また、子育て中の母親の

潜在的な就労の希望も高く、保育へのニーズはその意味でも大きい。

- ・ 待機児童の解消に関しては、顕在化しているニーズだけでなく、潜在化しているニーズもある。保育サービスを整備すれば、更にそのニーズが増大していくという動的なものだということを前提に議論することが必要。負担を考える上でも、潜在的なニーズを解消していくと、今度は、負担の担い手が増えるという動的な関係にあることを考えることが必要ではないか。
- ・ 保育所の合理化、効率化が言われるが、具体的にどういう形でどこを効率化していくかについて方向性が十分練れていないのではないか。保育所には現在、子どもの育ちの応援等に関して専門性とノウハウがあり、それをどのように活かしていくかという方向で考えるべきではないか。
- ・ 育休の取得期間が短い背景には年度途中に保育に入りにくいという事情が大きく影響している。
- ・ まずは、育児休業をきちんと取れるようにする、復職が保障されるということが大前提であり、そこをきちんとしておくことが肝要。こうした条件が整えばゼロ歳児保育より家庭で保育する方が良いと考える人が多いのではないか。
- ・ コストのかかるゼロ歳児保育よりも、育児休業を促進する観点から、ゼロ歳児保育の公費を育児休業促進のために回すといった社会保障という狭い枠を超えた発想で施策の在り方を考えて見ることが必要。
- ・ 育児休業をしっかりと1年とり、保育所の1歳児クラスに確実に入園できるよう保育と働き方との連携も必要。
- ・ 育休取得率の57.9%は、雇用継続する労働者についての数値であり、大部分が出産等を契機に辞めているのが実情。退職せずに済む職場環境の実現、男性を含めた働き方の是正が必要。また、病後児保育よりも本来は親が休めるようにするのが必要。
- ・ ゼロ歳児保育を整備すればする程、それを利用したい人が増えるということになる。
- ・ 0歳児や育児休業明けの年度末の子どもを想定した保育については、保育所における集団保育とは異なる家庭的保育か、ベビーシッターというものをもっと公的に位置付けたらよいのではないか。
- ・ 育休を推進する一方で、ゼロ歳児保育をなくしてしまうというのでは、親も安心できない。やはり必要な分はきちんと確保していくことが必要。
- ・ スウェーデンのようにゼロ歳児は育児休業で、その後は保育で対応するという考え方が理想であるが、日本の雇用環境や保育事情などの特色など、現実に目を向ける必要がある。

- ・ 0歳児については在宅養育に関する負担も大きく、また、保育所利用者との格差も大きいことから、在宅のケースについては手当があってもよいのではないか。
- ・ 1～2歳児の場合には、一時保育をはじめ様々な自己負担がかかり、公費が手厚く投入されている保育所と比べても差がある。その意味から経済的支援を考えるべきではないか。
- ・ 在宅育児手当については、アンペイドワークを評価するという視点もあるのではないか。
- ・ 育児手当は、保育を必要とする人が認可外保育所を利用せざるを得ないという不公平を解消のためにも意義があるのでないか。
- ・ できるだけ育児休業を推進するという方向に持っていくべき。その場合、イギリスなど諸外国においてきちんと保障されているように、復帰の保障も担保すべき。復帰の保障がなされていないことと、保育所が入りにくいうことが相まって、育休取得者が復帰を急ぐ結果となっている。
- ・ 北欧の在宅育児手当の趣旨が仮に育児の費用を国が全面的に負うというものなら日本において受け容れられるであろうか。また、保育所費用相当分となると、財政的規模も大きくなることに留意が必要である。
- ・ 在宅育児手当は、女性の就労抑制につながるとの懸念もあるのではないか。
- ・ 児童手当を支給しても、子育てに使っていないとの資料があったが、これは現在の支給額が低いからかもしれない。ヨーロッパのように手厚くし、特に、保育所を利用していない人に上乗せするとすると、子育てに使うことになるのではないか。
- ・ 地域子育て支援という観点から親子の居場所をたくさん作っていくことが求められているが、費用負担の問題があり、現金給付は、こうした地域のサービスの利用促進につながるのでないか。
- ・ 保育所利用者と非利用者の公平性は、利用したいというニーズがあるかという観点を加味する必要がある。在宅での子育てをする人のニーズは、子育てというより低所得、共働きをやめた等就労の問題ではないか。公平性という観点からみると、0歳、1～2歳、3歳以上と区分して議論するのではなく、6歳まで射程を広げて議論るべきではないか。
- ・ 過疎地においては、相当以前から「保育に欠ける」要件を問わずに保育所入所を認めているところもあり、その流れの中で、幼保の問題をどう考えていくべきかは大きな問題。
- ・ かなりの子どもが幼稚園を利用している現状を考えると、幼稚園まで射程にいれて施策を考えないと、すべての子どもを等しく支援することにはならないのではないか。（再掲）

(4) 経済的支援

- ・ ゼロ歳児保育は、保育利用者と非利用者で格差がある。児童手当という手段かどうかは分からぬが、現金給付を3万円でも支給すれば〇才児を持つ家庭には有利になるのでは。
- ・ 地域子育て支援という観点から親子の居場所をたくさん作っていくことが求められているが、費用負担の問題があり、現金給付は、こうした地域のサービスの利用促進につながるのではないか。(再掲)
- ・ 近年の状況を見ると、若い世代は経済的に大変だと思う。これでは結婚できないのではないかと感じる。
- ・ 児童手当は、かつては貧困を解決するための制度であったが、貧困解決という要素が薄くなった現在においては、むしろ、若い家庭は子どもを持つと生活水準が相対的に低下するので、そのニーズを充足するものだと理解すれば良いのではないか。
- ・ 若い世帯の所得が低いのは、子育てによって離職しているからであり、所得の低い層に手当を支給することではなくて、女性が働き続けられる環境作りをサポートすることを考えた方が良いのではないか。
- ・ 20代の所得と40代の所得の格差は、年功序列賃金の問題のほかに、育児のため片働きとならざるを得ない世代と育児を終え再び共働きとなる世代の差も影響している。
- ・ 一般論としては、女性が働き続けられるようにすることは重要だが、現実として、働き続けられない人がおり、その層が低所得に甘んじている。特に低所得層の場合、税制上、控除の恩恵もない現実がある。
- ・ 児童手当の制度の目的は、次代の社会を担う児童の健全育成ということであるから、少子化対策が目的ではない。よって、すべての子どもに同じ額を支給すべきだろう。
- ・ 20代の所得が低いとあったが、年功賃金が崩れる中で、今後、今の20代が30代、40代になったとき現在の30代、40代のような水準が保障されるのか。また、今の50代が年金受給世代になったとき、20代、30代は子育てのための費用と高齢者を支えるための費用を負担しなければならないが、このような中で、子どもを持とうと思うだろうか。
- ・ 年金課税の見直しや人的控除の見直しなど税制改正に伴って生じた財源を子育て支援に回すというような視点も、いろいろ難しい課題もあるが、考えていくべきではないか。

- ・ 児童手当と扶養控除の関係整理は、重要な論点であることは間違いないが、これだけでは子どもを持つ家庭相互間の調整にとどまってしまうという課題が残る。
- ・ 現金給付については効果がわからないが、少なくとも現物給付を充実している北欧は出生率が高い。今、子育て家庭が何をして欲しいかといえば、保育所の整備ではないか。公設民営や余裕教室活用、駅前保育所の整備等は必要である。子どもを持ちながら働き続けられるように、待機児童ゼロ作戦の推進が重要ではないか。
- ・ 少子化対策としての金銭給付については、費用対効果の面からの批判もあり、むしろ、子育てをしている者としている者との公平という視点から考えるべきではないか。
- ・ サービスは今まで保育しかなかった。子育て支援サービス（現物サービス）をまず整えていき、整った後で児童手当などを整備していくべきではないか。
- ・ 現金給付と現物給付に関して、現金給付だけでは駄目なことははっきりしているが、現実問題として育児にはお金がかかるので、現金給付ももちろん必要である。ただし、現金給付の有効性を疑う人もいるので、現物については、専業主婦、共働き、双方の子育て家庭にとって実質的にサービスの利用が均等化するのであれば、現物給付中心でも良いと思う。
- ・ 不況の折、どうしても現金給付か現物給付かという話になりがちだが、児童に対する給付は、現物給付にせよ現金給付にせよ日本は最低水準なので、少子化といわれる現状を考えると、両方必要ではないか。（再掲）
- ・ 現状においては、働いている女性と家庭で子育てをする女性の間で、また、保育所利用者と非利用者の間で意見の対立がある。したがって、現金給付と現物給付については、どちらか決めないでどちらも選べるようにするべきではないか。
(再掲)
- ・ 保育か手当かという問題を論じる際には、0歳、1～2歳、3歳以降と区分けて考える必要がある。児童手当を支給しても、子育てに使っていないとの資料があったが、これは現在の支給額が低いからかもしれない。

(5) 他の関連施策の取扱い

- ・ 子育てしている親の立場からすると雇用保険、医療保険、市町村と給付の窓口が区々分かれていることが不都合ではないか。
- ・ 母子保健は重要であり、これも含めて考えるべきではないか。
- ・ 地域の子育て支援という目でみると、母子保健、児童委員、社協、幼稚園、NPO等が行う事業など多様であり、市町村レベルでこれら的情報を整理して住民

にわかりやすい形で情報提供していくことが重要。

- ・ 子育て支援サービスの中には、母子保健、児童委員など既に、一般財源化されているものもある。こうした一般財源化されたものと、今回、議論の対象となっているものとをどう整理するのがよいのかについて議論が必要。

3. 財政枠組み（財源）の在り方

(1) 子育て支援給付の費用分担の理念

- ・ 納付の議論よりも財源があつて給付が決まるのであり、特に、今日のように厳しい経済財政状況を考えると、財源問題が重要。
- ・ 育児休業給付の費用は事業主が中心であるが、ゼロ歳児保育の費用は公費が中心であり、財源が異なるので、整合的に考えにくい。これらの財源はセットで考えていくべき。
- ・ 「日本社会全体の問題として何らかの負担を考えいかなければならない」ということ自体は説得力があると思う。手厚い対策をすることを、地域、企業、働く人も考えるようにしていくことが必要。

(2) 国、地方、事業主、現役世代・高齢者の役割

- ・ 今後は高齢者に負担をお願いすることは避けられないが、その際、その分を次世代の育成に回すといったメッセージが大事。
- ・ 財源の問題を考える際に、従来のように「保育に欠ける」からとか、何かに欠けるから支援するんだという説明ではなく、「日本社会全体の問題として提起して何らかの手厚い対策を考えいかなければならない」という方が説得力があると思う。そのための負担は、国も地方自治体も、企業も、働く人も考えるようにしていくことが必要。
- ・ 理念的には、国民全体で次世代育成支援するという合意はできたところであり、次は国民一人一人が目に見える形で財源を担うこと具体化する段階。国、地方、事業主、そして新たな負担者として国民一人一人が負担する仕組みを考えるべき。
- ・ 年金課税の見直しや人的控除の見直しなど税制改正に伴って生じた財源を子育て支援に回すというような視点も、いろいろ難しい課題もあるが、考えていくべきではないか。（再掲）
- ・ 次世代の再生産というのは事業主にとっても生命線であり、財源を含め事業主の責任は大きいのではないか。
- ・ ゼロ歳児保育は、働いている人が利用しているわけだから、むしろ、その費用は事業主が負担するのが筋ではないか。

- ・ 就学後は時短が切れることもあり、放課後児童クラブの財源を企業に担つてもらうということも考えられるのではないか。
- ・ 現状をみると、事業主に対し負担についての理解を求めるることは難しい状況だが、目に見える形で国民ひとりひとりが負担していく制度とすることによって、事業主にも理解を求めていくことができるのではないか。
- ・ （保育サービスの費用について）事業主負担を考えるのであれば、経済界が納得できるような議論が必要。
- ・ 保育の一般財源化については、現場の市町村の在り方次第で決まる問題ではないか。
- ・ 地方分権の流れの中で、児童福祉施策について、全て市町村の仕事だという意見を聞くが、諸外国の例を見ても必ずしもそうなっていないし、また、介護保険において、国・都道府県・市町村の関係が比較的整理されているのと比べると、不整合な感じがする。
- ・ 児童手当は3歳以上の場合、税が財源となっている。制度創設当初における次代の労働力確保の理念が、制度が発展したら税が財源となり、異なってきているのではないか。

(3) 費用負担

- ・ 社会連帯、「共助の仕組み」による制度の再構築をしなければならない。
- ・ 現在は地域子育て支援の必要性が認識され、様々な試みがそれぞれの地域の視点で幅広く行われている状況であるが、その際、子育てについて、どこまでが税金を使う公助で、どこまでが地域ないしは社会保険によって担われる共助で、どこからが親自身の責任の自助なのかを検証していく必要があると思う。この点については、地域ごとにあまりバラバラにならないよう、国が一定程度の方向性を示す必要があるのではないか。
- ・ 児童家庭施策に関する財源を考える際に、一般的な子育て支援の部分といわゆる福祉の部分に分けて考えてみると、現状は前者がボロボロになっており、0～2歳を対象にして地域子育て支援のサービスを作らなければならない状況にあり、後者については、一般化しつつある保育を前者に大部分異動させて、他方、非課税世帯等の低所得層やネグレクト・虐待などを引き起こす層への対応をしっかりやっていかなければならぬ状況にある。前者については、社会連帯の考え方を中心に「共助の仕組み」によって再構築をしていくべきではないか。（再掲）
- ・ 児童関連給付を増やす場合、税では何に使われるか分からぬので合意を得にくいのではないか。現実論として考えると、介護保険のように社会保険を活用し、

税も活用して次世代育成支援を行う方がサービスを伸ばしていくのではなか。

- ・ 育児保険という議論があるが、出産という個人の選択に関わる問題をリスクとして扱うことをどう考えるかという問題がある。社会連帯、社会で支えるという理念と育児保険という考え方が馴染むかどうか整理が必要。
- ・ 保険制度は拠出に対して給付を見込めることが前提。給付を受けることが見込める高齢者を被保険者として保険料を徴収するというのは、保険という形では無理があるのでないか。むしろ、高齢者を含め次世代育成支援のために負担してもらうためには別の仕組みが必要ではないか。
- ・ 単体の育児保険は被保険者を誰に設定するかを考えると難しい。ただし、国民年金に育児給付部門として設けるのであれば可能性がなくはないのではないか。
- ・ 出産育児一時金にせよ、育児休業給付にせよ、出産や育児を保険事故と位置づけてきたが、これらは、本体の医療や失業に付随するものとして考えられてきたと推察され、育児保険そのものを単独で制度化するのは難しいかもしれない。ただし、共助という視点から考えれば、社会保険の本質は拠出制であり、目的税との違いは、拠出しない者には給付しないとする点にある。育児支援負担金という形で負担を求め、負担しない者には給付制限するという制度を設ければ、それは広い意味での保険的なものになるのではないか。
- ・ 給付や財源の問題以前に、育児の社会化という考え方について基本的コンセンサスを得ることが重要ではないか。この点についてコンセンサスが得られれば財源の問題も決まってくるのではないか。
- ・ (将来、高位推計でも児童数の減少に伴って次世代関連給付は減少するとの見通しがあったが)、ニーズの中には顕在化しているニーズと潜在化しているニーズがあり、顕在化しているニーズの中にも、現在、社会的に対応している部分と対応していない部分があるよう思う。